

第11号議案

幼稚園教育職員の通勤手当支給規程の一部を改正する訓令

上記の議案を提出する。

令和7年2月5日

提出者 文京区教育委員会

教育長 丹羽 恵玲奈

文京区教育委員会訓令第 号

文京区立幼稚園

幼稚園教育職員の通勤手当支給規程（平成十二年三月文京区教育委員会訓令第二号）の一部を次のように改正する。

令和七年二月 日

文京区教育委員会

第三条中「幼稚園」の下に「又は幼稚園型認定こども園」を加える。

付 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

幼稚園教育職員の通勤手当支給規程（平成十二年教育委員会訓令第二号）新旧対照表

改正後（案）	現行
第一条～第二条（略） （通勤距離の測定） 第三条 所属長は、条例第十五条第一項各号に規定する通勤距離を、職員の住居から勤務する幼稚園又は幼稚園型認定こども園までに至る最短の経路により測定しなければならない。 第四条～第十一条（略） 付 則 <u>この訓令は、令和七年四月一日から施行する。</u>	第一条～第二条（略） （通勤距離の測定） 第三条 所属長は、条例第十五条第一項各号に規定する通勤距離を、職員の住居から勤務する幼稚園までに至る最短の経路により測定しなければならない。 第四条～第十一条（略）